

世界GEトップ10実現に向けた 機動的な資金調達と財務体質の強化

第三者割当による第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行
及びファシリティ契約(行使停止指定条項、ターゲット・プライス条項付)の締結に関する
補足説明資料

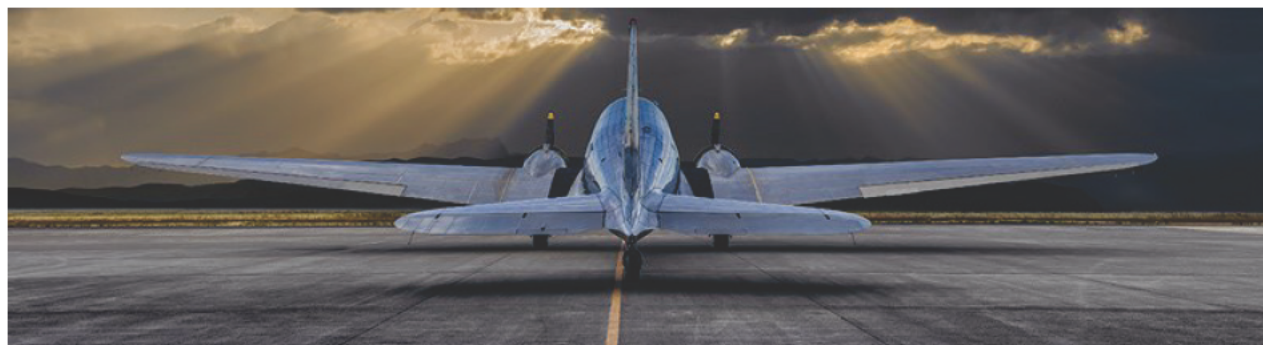
2018年4月4日



日医工株式会社

当社の将来像及び本件調達の意義と背景

世界GETトップ10



基本戦略

シェアUP力

国内GE市場内で15%シェア確立



エルメッドとの統合により確固たるポジション確立
⇒ GE企業として欠かせない存在へ

供給能力

超品質に基づく185億錠供給体制確立



2018年1月、Obelisk棟稼働
⇒ 2021年3月期までに210億錠供給体制へ

開拓力

バイオシミラー・米国市場への参入



2016年8月、Sagent社買収
2017年11月、インフリキシマブBS国内発売
⇒ 絶えず創造し、挑戦し続ける企業文化

基本戦略の実行と世界GETトップ10に向けて財務基盤を強化

資金調達概要

調達の概要

第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行による調達(SMBC日興証券への第三者割当)

- 想定調達額: 212.3億円(差引手取概算額)
- 新株予約権に係る潜在株式数: 11,300,000株(希薄化率(対議決権総数)19.84%)
- 行使可能期間: 3年(2021年4月30日まで)

資金使途

- 調達資金は段階的に取得するエルメッドエーザイ株式の取得資金及び借入金の返済資金に充当
- 株価推移により上記想定調達額を上回る調達ができただけの場合は借入金の返済資金に充当

既存株主の利益に配慮

- 新株予約権の行使により交付される株式数の上限は一定(希薄化の割合の上限は固定)、新株予約権の行使により交付することとなる株式には一部保有する自己株式を活用予定。また、即時かつ急激な希薄化が起こらない設計
- ターゲット・プライスによる行使制限条項を設定(発行する新株予約権の半分については、当初2年間、VWAP(終日の売買高加重平均価格)が2,045円(基準株価^(注)の120%相当)以上となった場合に限り、割当先は新株予約権の行使が可能)
- 下限行使価額1,193円(基準株価の70%相当)の設定により、株価下落時における新株予約権の行使に伴う普通株式1株当たり価値の希薄化を一定限度に制限

調達額の増大

- 株価上昇時には、希薄化を抑制しつつ調達金額が増大

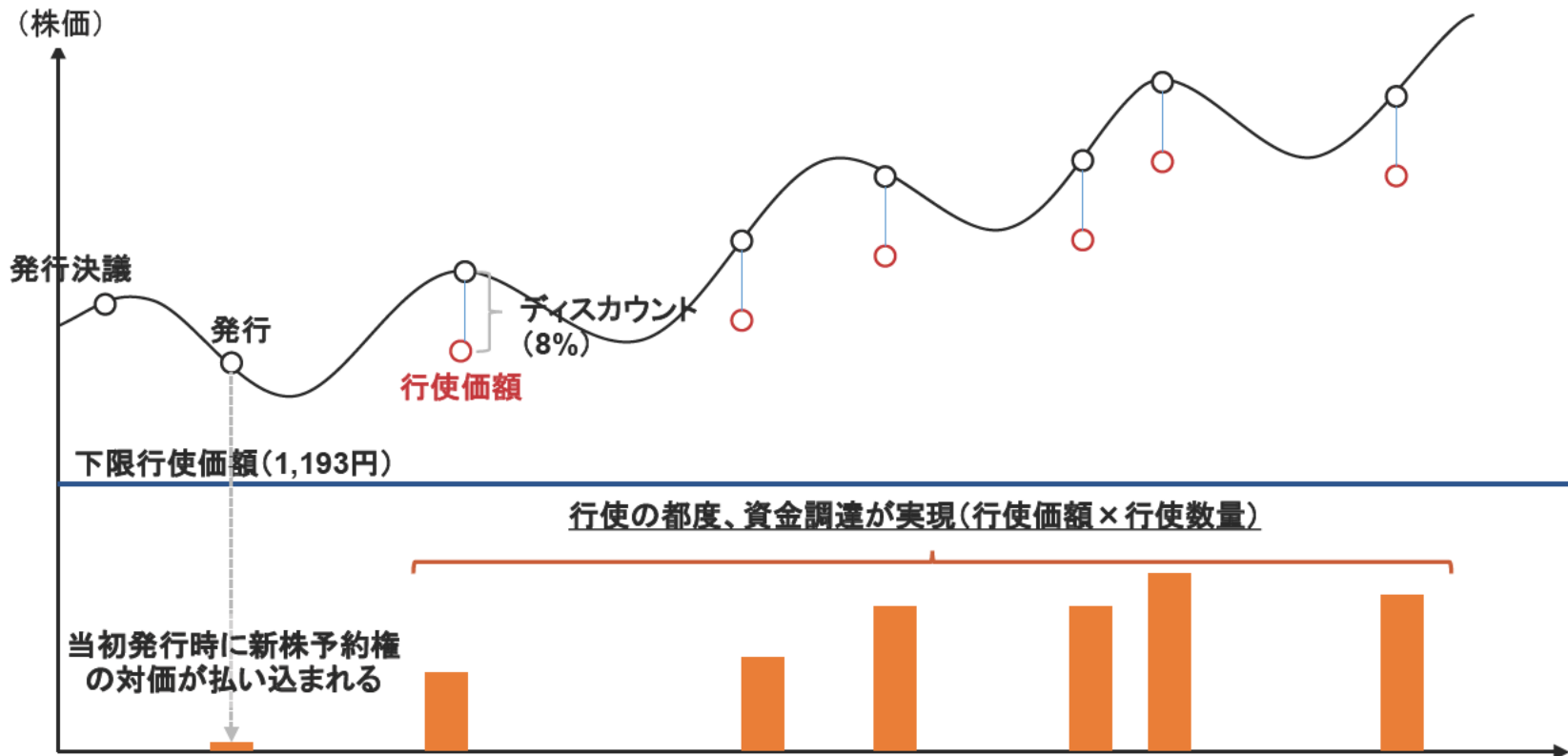
機動性の確保

- 行使停止指定条項により、当社の意思・判断による一定程度の柔軟性を確保

本調達のメリット

(注):発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をいう。以下同じ。

新株予約権による調達の仕事



- 割当先(SMBC日興証券)は、市場動向・投資家動向を踏まえた上で行使請求を行うことができ、当該行使に係る株式の対価として代金(行使価額)を払い込む(当社の資金調達が実現)
 - 行使価額は、行使請求の直前取引日加重平均価格(VWAP)の92%に相当する価額に修正される(行使価額修正条項)
 - 修正後の価額が下限行使価額を下回った場合、下限行使価額が行使価額となる(新株予約権の行使は想定されない)
- 割当先(SMBC日興証券)は、新株予約権の行使によって得た株式を機関投資家へ販売、もしくは株価動向を注視しつつ市場売却を行う

ターゲット・プライス条項の設定

ターゲット・プライス条項の概要

ターゲット・プライスと対象株式数

- ターゲット・プライス: 2,045円(基準株価の120%相当)
- 新株予約権に係る潜在株式数の半分: 5,650,000株

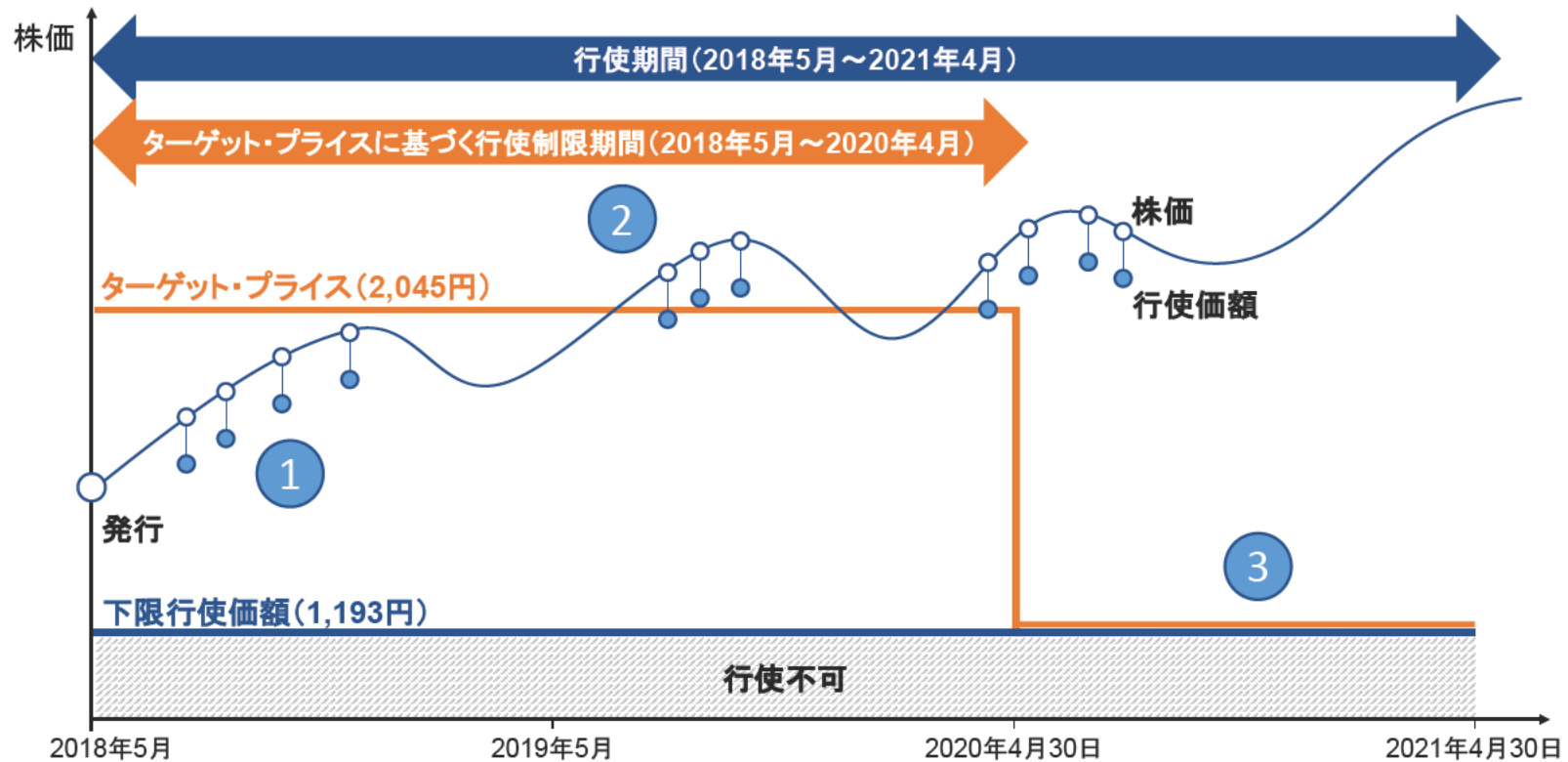
条項の概要

- 当初2年間(2020年4月30日まで)は、VWAP(終日の売買高加重平均価格)が**ターゲット・プライス(2,045円)以上となった場合に限り、割当先は新株予約権の行使が可能**
 - 当社は、例えば投融資又はM&A案件の発生等による喫緊の資金需要がある場合等は、取締役会の決議により、ターゲット・プライスによる行使制限の撤廃が可能
- 3年目以降(2020年5月1日から)は、ターゲット・プライスによる行使制限が撤廃され、下限行使価額(1,193円)以上で新株予約権の行使が可能

ターゲット・プライス条項設定のメリット

- ターゲット・プライスによる行使制限期間を2年設けることにより、当該期間において株価がターゲット・プライスに満たない状態での新株予約権の行使による過度な希薄化懸念を払拭し、**適切な株価形成を促進することで、既存投資家の利益に配慮できる**
- 将来的に必要な資金を**高い株価水準で調達することを目指す**

本調達イメージ



- 1 新株予約権の半分は、ターゲット・プライス行使制限の対象とならず、下限行使価額以上で行使可能
- 2 新株予約権のうち残りの半分は、株価(終日の売買高加重平均価格)がターゲット・プライスを超えれば行使が可能
※ ただし、当社は、例えば投融資又はM&A案件の発生等による喫緊の資金需要がある場合等は、取締役会の決議でターゲット・プライスによる行使制限を撤廃可能
- 3 2020年5月1日以降は、ターゲット・プライス行使制限の対象とならず、同日時点で残存する新株予約権は、下限行使価額以上で全て行使可能